

一般社団法人静岡県測量設計業協会委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第42条の規定に基づき、委員会を設けることについて必要な事項を定める。

(委員会の種類)

第2条 委員会の種類は、次のとおりとし、委員会の中にワーキンググループを設けることができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 広報・経営改善委員会
- (3) 企画委員会
- (4) 技術委員会
- (5) 調査委員会
- (6) 災害対策委員会
- (7) 倫理委員会
- (8) 積算システム運営委員会

2 会長は、理事会の決議によりワーキンググループ又は、特別委員会を設けることができる。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長及び若干名の委員をもって組織する。

(委員会委員等の委嘱)

第4条 委員会の委員は、支部から推薦された者を理事会の決議を経て会長が委嘱する。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は必要により学識経験者の中から理事会の決議を経て、アドバイザーを置くことができる。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、それぞれの所管事項について、当協会の事業計画に基づき事業の推進にあたる。

(委員会の所管事項)

第6条 委員会の所管事項は別に定める。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 ワーキンググループの委員又は、特別委員会の委員の任期は、委嘱を受けた日から任務完了の日までとする。

(会議の開催)

第8条 委員会は委員長が召集し、開催する。

(報告)

第9条 委員長は、事業実施の成果を理事会に報告するものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。